

建設工事請負契約約款第 25 条（いわゆる「スライド条項」）の運用について

八幡平市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 25 条の運用については、以下のとおりとします。

当該条項の適用を検討する場合は、工事担当課にお問合せ願います。

- ① **全体スライド**（契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項まで）は、当該条項及び国土交通省が定めるマニュアルに基づき、運用するものとします。
- ② **単品スライド**（契約約款第 25 条第 5 項）は、国土交通省が定める運用マニュアル及び岩手県が定める運用基準に基づき、運用するものとします。
- ③ **インフレスライド**（契約約款第 25 条第 6 項）は、国土交通省が定める運用マニュアル及び岩手県が定める運用基準に基づき、運用するものとします。

※国土交通省が定める運用マニュアルと岩手県が定める運用基準の内容に相違がある場合は、岩手県が定める運用基準を優先するものとします。

スライド条項に係る様式は、岩手県が定める様式を準用するものとします。

《参考》

◎国土交通省HP

- ・各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

◎岩手県HP

- ・県営建設工事（県土整備部・農林水産部所管）単品スライド条項の運用の変更

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1058032.html>

- ・インフレ条項の運用

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010925.html>